

(31) 天皇杯皇后杯授与保管規程

- 第1条 天皇杯、皇后杯は、全日本卓球選手権大会一般の部男子シングルス、女子シングルス優勝者に授与する。
- 第2条 天皇杯及び皇后杯は、閉会式にて授与し、次回大会の開会までに本会へ返還する。尚、返還式を次回大会開会式の際に行うものとする。
- 第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された者は、次の各項の義務を有する。
- 1 天皇杯、皇后杯の取扱いは丁重にしなければならない。
 - 2 特別の注意をはらい責任をもって保管する。
 - 3 破損、紛失等の場合は、授与された者、若しくは授与者から保管を委託された者の責任とする。
 - 4 天皇杯、皇后杯にはいかなる文字・模様等刻入してはならない。
 - 5 天皇杯、皇后杯を商業宣伝を目的に利用してはならない。
 - 6 本会より必要に応じ一時返還を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 第4条 天皇杯、皇后杯の受領の名誉を保持するため、授与された優勝者に対しては次回大会開会式での返還に際し本会からレプリカを授与する。
- 第5条 天皇杯、皇后杯に記録を添付し大会毎に順次優勝者名を註記する。
- 第6条 事務局長は、天皇杯、皇后杯の授与、保管の状況について、会長名で年に1回宮内庁に報告を行う。
- 附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。
 - 3 この規程は平成29年9月9日に一部改訂、平成30年1月1日より施行する。